	号第五種共同漁業権遊漁規則変更新旧対照表
	万元 几件 去旧说是老作说是现即多 史利山 处现衣

	木戸川漁業協同組合内共第8号第五種共同漁業権遊漁規則変更新旧対照表				
新		旧			
第1条~第6条 略		第1条~第6条 略			
(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料、肢体不自由者のときは次の表に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは1,000円を加算した額とする。					
魚種	漁具、漁法	遊漁料	魚種	漁具、漁法	遊漁料
全魚種	手釣、竿釣	1 日 1,000円 1 年 4,000円 1 年(中学生) 900円	全魚種	手釣、竿釣	1日 900円 1年 4,000円 1年(中学生) 900円
全魚種	手釣、竿釣、投網、さで網、たも網	1年 6,000円	全魚種	手釣、竿釣、投網、さで網、たも網	1年 6,000円
2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、中学生及び肢体不自由者以外の者は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。 (1)木戸川漁業協同組合事務所 (2)木戸川漁業協同組合遊漁承認証取扱所 (3)組合が指定するオンラインシステム(以下「オンラインシステム」という。)		2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、中学生及び肢体不自由者以外の者は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。 (1)木戸川漁業協同組合事務所 (2)木戸川漁業協同組合遊漁承認証取扱所			
第8条 略		第8条 略			
(遊漁承認証に関する事項) 第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項 を記載した遊漁承認証 <u>(オンラインシステムにより発行されたものを含む。)</u> を遊漁者に交付するものとする。 (1)承認を受けた者の氏名、住所、年齢 (2)承認期間 (3)魚種 (4)漁具・漁法		(遊漁承認証に関する事項) 第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項 を記載した遊漁承認証			

木戸川漁業協同組合内共第8号第五種共同漁業権遊漁規則変更新旧対照表

本戸川忠美協内組合内共第8万第五種共同忠美権近忠規則変更利申対忠衣				
新	旧			
 (5)遊漁区間 (6)遊漁料の額 (7)注意事項 (8)その他参考となるべき事項 (9)発行者名 2 遊漁承認証の交付は、第7条第2項に規定する場所<u>組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員</u>において行うものとする。 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。 	(5) 遊漁区間 (6) 遊漁料の額 (7) 注意事項 (8) その他参考となるべき事項 (9) 発行者名 2 遊漁承認証の交付は、第7条第2項に規定する場所 において行うものとする。 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。			
第10条~第12条 略	第10条~第12条 略			
付則 1 この規則は、行政庁の認可を受けた日から効力を有する。 2 この規則は、行政庁からその内容を変えない範囲の語句の訂正が あった場合には、その訂正されたものとする。				